

論点（1）合議制機関（仮称：理事会）と執行機関（仮称：執行役）との関係

- ① 理事長と代表執行役の兼務は禁止することによりか
- ② 理事と執行役との兼任については次のいずれとすべきか
 - 1) 兼任を禁止する
 - 2) 代表執行役と理事の兼任を可能として、任命権者に委ねる
 - 3) 代表執行役を常に理事と兼任させる
- ③ 理事会が執行に関する情報を収集する仕組みについて
 - 1) 理事のうち何名を常勤者とするか
 - 2) 理事会の下に執行役の活動を統制するための委員会を設けるべきか。設けるとしたら、どのような委員会をいくつ作るか。
また、その構成員・意思決定方法はどのようなものとすべきか。

論点（2）理事の専門性の確保

- ① 理事の資質規定（fit and Proper 規定）を設けるべきか
（参照）銀行法7条の2
次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。
一 銀行の常務に従事する取締役 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験
- ② 理事は、指名委員会が指名した者の中から厚生労働大臣が任命するという制度（あるいは、厚生労働大臣が理事を任命する際には指名委員会（仮称）の審査を経なければならないという制度）にするのはどうか。

論点（3）理事会について

- ① 員数および属性をどうするか
- ② 権限（決定事項）をどうするか
- ③ 常勤と非常勤で責任の内容を分けるべきかどうか
- ④ 理事につきコンプライアンスの観点からの各義務を定めることで良いか（インサイダー取引の防止、情報漏えいの禁止、守秘義務、善管注意義務、利益相反の禁止、接待を受けることの禁止 等）

論点（４）執行役について

- ① 員数をどうするか
- ② 権限をどうするか
- ③ 執行役につきコンプライアンスの観点からの各義務を定めることで良いか（インサイダー取引の防止、情報漏えいの禁止、守秘義務、善管注意義務、利益相反の禁止、接待を受けることの禁止 等）

論点（５）理事会は、理事及び執行役の職務の遂行が法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制（いわゆる内部統制システム）を決定し、その運用状況を監視するものとしてはどうか。

論点（６）ＧＰＩＦと厚生労働大臣の関係について

- ① 大臣による理事等の解任には正当な理由を要求すべきか。
- ② 運用方針等へ的大臣の関わり方（報告を受けるだけにするか、承認権限を持つべきか）
- ③ 理事等の大臣からの独立性を確保する措置としてどのようなものが考えられるか
- ④ 独立性を確保しつつ理事等と政府との連携が必要な場合に備えるという観点から、どのような規定を設けるべきか（たとえば、原則として政府代表者の理事会への出席は禁止し、特定の理事会に限ってオブザーバーとしての出席を可能としてはどうか）

論点（７）ＧＰＩＦの受託者責任について明文の規定を設けるべきか。

論点（８）運用機関と国会との関係

- ① 運用機関から国会に対する報告、国会に対する説明義務をどのようにすべきか（頻度、対象）

論点（９）運用機関と国民との関係

- ① 運用機関から国民に対する情報公開、国民との直接対話、説明義務（常勤理事／非常勤理事）をどのように果たすか